

令和 6 年度

農業排水対策実績書

令和 7 年 3 月

滋賀県農政水産部

目 次

1 令和6年度農業排水対策の概要	1
(1) 対策の目的	
(2) 対策の概要	
2 令和6年度農業排水対策の実績	
(1) 啓発・営農対策等	
ア 農業排水対策の啓発推進	3
イ 環境こだわり農業の推進	14
ウ 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策	15
(2) 施設整備等	
ア 農業排水循環利用促進事業	18
イ 水質保全対策事業	20
(3) 農業排水が流入する主要河川の透視度調査結果	
ア 令和6年の透視度調査結果	21
イ 透視度の経年変化	25
ウ 主要河川別の透視度の推移	26
エ 今後の対策	27
(4) 農業濁水防止のための管理作業マニュアル	28
【参考】	
これまで実施してきた農業排水対策の経過	32
各地域における啓発等	33

1 令和6年度農業排水対策の概要

(1) 対策の目的

代かき・田植え時期における農業濁水の発生については、これまでの対策により長期的には改善傾向にあるが、依然として琵琶湖へ濁水が流入している。このため、引き続き対策に努め、目に見える改善を目指す。

(2) 対策の概要

ア 啓発・営農対策等

(ア) 農業排水対策の啓発推進

関係機関および団体が一体となって、啓発巡回の実施、推進会議の開催、有線放送・啓発リーフレット等による啓発活動を実施するとともに、これまでに濁水軽減の効果が確認された営農技術（特に適正な入水量による浅水代かき）や、あぜ塗り等のほ場管理について推進した。例年同様、各地域で重点地域を設定し活動を実施した。

(イ) 環境こだわり農業の推進

県が認証する「環境こだわり農産物」のうち、水稲については、「水田からの濁水の流出防止」を必須の環境配慮技術として設定している。

(ロ) 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策

農地・農業用施設等を守ることを目的として、県内各地域（集落）において資源向上の「共同活動」に取り組みされており、その活動の一つとして、農業排水対策の取組が必須となっている。

令和6年度は、資源向上の共同活動が443組織で本県の農振農用地面積の約7割に相当する面積約33,452haの農振農用地で取り組まれた。

イ 施設整備等

(ア) 農業排水循環利用促進事業

農業排水の琵琶湖への流入を抑制するため、既存の循環かんがい施設や反復利用施設などを活用して排水の循環利用を促進する取組であり、散在性ゴミ、草・藻類などの流入物の除去処分や機器のメンテナンスなど、取組によって生じる掛かり増し経費に対する支援を行うものである。

令和6年度は、取組を実施した5地区の協議会（市町、土地改良区、関係集落等で構成）に対して支援を行い、約648万m³の排水を再利用し、琵琶湖へ流入する懸濁物質（SS）やチッ素、リンなどの富栄養化物質を軽減した。

(1) 水質保全対策事業（県営みずすまし事業）

流域の状況に応じて、発生源対策や再利用対策、浄化対策を組み合わせた複合的な農業排水対策を実施するための施設整備と、その管理体制の整備を行うものであり、令和6年度は、白鳥川中流Ⅱ期地区（白鳥川流域）および高月西阿閉地区（余呉川流域）において事業を実施した。

2 令和6年度農業排水対策の実績

(1) 啓発・営農対策等

ア 農業排水対策の啓発推進

(7) 普及啓発活動

今年度については、各地域の農業排水対策啓発推進会議等で連携をとりながら、県、市町、農業団体がそれぞれ普及啓発会議、各種研修会、有線放送、広報やチラシなどにより、啓発活動を行った。

県域および地域における啓発活動の概要は、表1のとおりである。

表1 農業排水対策啓発活動の実施状況

区 分	実施時期	普及啓発等実施概要	関係機関
農業排水対策担当者会議	R7. 2. 6	農業排水対策について ①令和6年度の透視度調査結果について ②令和6年度の各地域の指導状況 ③世代をつなぐまると保全向上対策の透視度調査結果について	農政水産部関係各課 各農業農村振興事務所 JA中央会
各地域農業排水対策普及啓発推進会議	R6. 2 ～ R7. 3	①令和6年度各地域での推進計画について ②普及啓発活動の展開について等	各農業農村振興事務所 各市町 各JA等
農業排水対策研修会等	R6. 2 ～ R7. 3	県および関係団体による地域ごとの研修会等の開催 ①集落指導者等に対する研修会 ②地域農業センターによる意見交換会 ③農業組合長会議等 ④普及組織等による農談会等	各農業農村振興事務所 各市町 各JA 各地域農業センター
啓発資材の作成等	R6. 2 ～ R7. 3	①啓発チラシ53,000部 (図1・全農家配布) ②普及センターだより等広報誌、有線放送等による啓発 ③農業排水対策実績書	農政水産部関係各課 各農業農村振興事務所

農業者の皆様へ
STOP!
農業濁水

琵琶湖を大切に守り、
次の世代に引き継いでいくため
農業者の皆様の更なるご配慮を
お願いします。

田植えまでの4STEP

- ① 均平作業**
 - ・ていねいな均平化で、後の浅水代かきや水管理をしやすくする
 - ・除草剤の効果もアップ
- ② 漏水防止**
 - ・畦周りの点検、補修
 - ・排水口には止水板を設置
- ③ 適量入水で浅水代かき**
 - ・地域で計画的に水管理
 - ・水を入れすぎず、土が7~8割見える程度に
 - ・浮いたごみは除去
- ④ 落水なしの移植**
 - ・やや深くても、回転マーカのラインは見えます

田植えの前に降雨等で深水になっても
田植え直前に落水しない!

●自動直進田植機
GPS搭載で自動走行。
回転マーカのラインが見えない深水でも落水なしで、田植えが可能です!

導入を検討してください

参考 県のホームページに「農業濁水防止のための管理作業マニュアル(手順書)」などを掲載しています!
<http://www.pref.shiga.lg.jp/ppan/shigotosangyou/nougyou/ryutsuu/303205.html>

併せて
STOP! 農業系廃プラスチック

農業系廃プラスチックは、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、農業者自らの責任で適切に処理する義務があります!

※不法投棄や野焼きは罰則の対象となります。地域の回収方法を確認しましょう。

プラごみ流出防止

- ◎肥料袋、あぜ波板・シート等は風で飛ばないようにしましょう
- ・一般プラごみ(レジ袋、ペットボトル等)も併せて注意
- ◎緩効性肥料の被膜殻がほ場から流れ出ないようにしましょう*
- ・代かきや田植え前に強制落水しない水管理をしましょう
- ・浅水代かきで被膜殻の浮遊・流出を抑えましょう
- ・本田を確認し、移植前を中心に網ですくう等、被膜殻を回収してください

※環境保全型農業直接支払交付金の「緩効性肥料の利用および長期中干し」取組の交付要件でもあるよ。

※「硫黄コート」「ウレアホルム」などプラスチック製被膜を使用しない肥料への切り替えも検討してね。

浅水代かきで浮遊量を減らせるよ

県では、環境こだわり農業の推進と世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策により、地域での濁水防止の取組を支援しています。

また、「持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例(令和3年4月1日施行)」(愛称「しがの農業みらい条例」)に基づき、農業濁水の流出防止対策および農業系廃プラスチックの排出抑制を強化していきます。

滋賀県農政水産部みらいの農業振興課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
Tel 077-528-3842 Fax 077-528-4882 E-mail gc00@pref.shiga.lg.jp

図1 啓発チラシ

(イ) 指導啓発巡回

県、市町、JA 等関係機関・団体が相互に連携を図りながら濁水の流出防止、適正な施肥・水管理の徹底等の指導啓発巡回を実施するとともに、農業排水が流入する主要河川において透視度調査を実施した。特に、「田植え前の強制落水防止指導の徹底」を引き続き関係者に周知し、指導を行うとともに、農業者に対して農作業による環境への配慮について啓発を行った。

県による指導啓発巡回の実施状況は表 2 のとおりである。

表 2 令和 6 年度指導啓発巡回実施状況（県関係調査分）

区分		県全域	大津・南部	甲賀	東近江	湖東	湖北	高島
指導啓発巡回 の実施状況	期間	4.16	4.17	4.17	4.16	4.15	4.17	4.17
		～	～	～	～	～	～	～
	延べ日数	5.27	5.27	5.25	5.26	5.27	5.27	5.25
		102	15	14	16	17	26	14
延べ人数	249	30	28	64	37	62	28	
管内で「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」に取り組む活動組織数	資源向上	697	77	98	309	57	151	5
	農地維持のみ	64	19	2	6	4	33	0
巡回指導	対象の組織数（集落数）※	88	8	10	32	9	22	7
環境こだわり農産物認証制度にかかる濁水流出防止状況の確認状況	確認ほ場筆数	約 9,000	約 750	約 1,030	約 3,100	約 700	約 2,700	約 330
	制度に取り組む全ほ場筆数	約 64,600	約 7,000	約 13,000	約 20,000	約 7,000	約 12,000	約 5,600

※ 資源向上の「共同活動」に取り組む全活動組織の約 10 分の 1 以上を対象とした。

(ウ) 各地域における集中調査地域での活動

例年、平均透視度の低い河川流域など、各地域において重点地域を設定し、啓発活動などを実施した。

【大津・南部農業農村振興事務所】

パトロールによる濁水防止の認識は浸透しているものの、一部ほ場の排水口の止水不足による漏水や代かき前の強制排水などが引き続き確認されている状況であり、濁水の流出を招いている。継続的な啓発に加え、深水でも田植が可能な GPS 付の田植機の導入などが必要である。

また、各市の農業組合長会議において、管内の農業濁水状況の情報共有と対策の徹底を周知するとともに、「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」において、各市

担当者および集落と共同で現地の確認を実施し、濁水防止の徹底を呼び掛けた。

【甲賀農業農村振興事務所】

管内透視度調査地点のうち、重点河川に位置付けている杣川を重点的にパトロールし、周辺水田の状況について確認・啓発等を行った。引き続き、関係集落等への啓発と現地ほ場の調査を行っていく。

また、4月20日に関係機関等（甲賀町稲作経営者部会、JA、当所等）で、杣川流域を含む甲賀町内の農業排水対策の巡回啓発活動を実施し、農業者自らが濁水流出防止を呼びかけた。

市とともに、集落の組合長を対象に農業濁水流出防止の啓発と地元での実践について依頼するとともに、関係機関連携会議において、濁水について一層の啓発を依頼した。

【東近江農業農村振興事務所】

県内で特に透視度の低下が課題となっている白鳥川については、例年の採水による透視度調査を継続するとともに、流域を啓発の重点地域として啓発パトロールを行い、意識啓発に努めた。

また、漁業に関連する日野川（やな漁、第3種共同漁業権が設定）についても、啓発パトロールを実施するとともに、河川合流箇所等、農業排水が流入する地点において透視度調査を実施した。

農業濁水の流出防止は、長年にわたって取り組まれてきた課題であり、多くの農業者の協力により一定の成果が見られてきたものの、東近江管内の透視度は県平均を下回っている。今後、さらに農業濁水の流出防止を推進していくためには、濁水流出の水稲栽培におけるデメリット（地力の低下等）について広く情報発信し、さらに意識啓発を進めていく必要がある。

その他に、市町、JAと連携して集落巡回指導を実施した。

【湖東農業農村振興事務所】

宇曾川水系・矢倉川で農業排水パトロールを行い、農業排水発生防止に向けた活動を行ってきた。その他にも今年度は、湖東地域農業センターと連携し、管内農業者を対象に「濁水を出さない農業技術の実演会」を開催し、浅水（土面が7割見える状態）での代かき作業を実際に見ていただき、水位調整や作業時のポイントについて理解促進を図った。

当所農産普及課では、これまでも農業排水発生防止の技術啓発のための現地研修会等を実施しており、平成25年はレーザーレベラーによる均平作業実演会、平成26年～29年は浅水代かき実演会、令和元年は無人トラクター・フルオート田植機、令和2年～3年は自動直進アシスト田植機、令和4年は自動直進トラクターによる浅水代かき作業、令和5年は自動直進田植機の各種実演会を開催した。

また、令和2年～4年には、普及計画で農事組合法人をモデルに濁水流出防止に向けた技術の実証および技術の導入支援を行った。

毎年、湖東地域農業センター水田農業部会の研修会において、各市町および関係機関の担当で宇曾川の河口から上流域まで透視度調査を行い、農業排水に対する現状認識および意識統一を図っている。今年度も4月26日に農業排水対策研修会、5月19日に「濁水を出さない農業技術の実演会」を開催した。

【湖北農業農村振興事務所】

透視度の低い4河川（余呉川（支流）、田川、丁野木川、血川）を重点河川に指定し、大型連休を含む4/27～5/6に毎日、流域集落に対して広報車によるパトロールを重点的に行った。

環境こだわり農産物認証制度の対象ほ場における濁水流出防止状況も期間中に強化し、重点河川流域集落を中心に巡回を行い、指導啓発に努めた。

今年度の透視度は前年度と比較して土川を除くすべての河川で透視度は改善した。今後も引き続き重点河川パトロールを行う。

【高島農業農村振興事務所】

現地巡回指導を実施している中では強制落水やかけ流しは確認されなかった。ただ、4地点において昨年度に比べ透視度が低下していたため、継続した啓発指導が必要である

高島市と連携し、市内の巡回を行い透視度の確認と農家への注意喚起を行った。また、管内の関係機関に農業濁水の状況と農業濁水防止の重要性を共有した。

(I) 各地域における普及啓発活動等

<大津・南部地域>

活動等区分	時期	期間、回数等	活動の概要	資材、方法等	担当、協力機関	成果・課題等
啓発活動	R6. 2	全農業者	情報誌「大津・南部の農業」春号による啓発	各戸配布	農産普及課、JA	13,000戸に配布した。
	R6. 4. 17 ～ R6. 5. 27	期間中 15回	・ 広報車によるパトロール、啓発 ・ 広報活動と濁水状況調査の実施 ・ 濁水流出があった場合の指導	広報車での広報、ほ場漏水の確認指導	農産普及課、田園振興課	パトロール延べ人数 30名
	R6. 4～	随時	農業排水対策についての現状報告および農業者への協力依頼	資料配布と啓発	農産普及課、各市農政主務課、JA	各市の農業組合長会議にて資料配布と啓発を行った。
	R6. 5	8組織	世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策取組集落に対し、制度説明と共に農業排水対策について啓発	現地確認	田園振興課、各市農政主務課	溝畔からの漏水防止対策について、適正に実施されていることを確認した。
水質調査等	R6. 4. 17 ～ R6. 5. 27	期間中 15回	パトロール時に12地点で透視度調査	100cm透視度計	農産普及課、田園振興課	R6平均透視度 47.2cm (参考：R5平均透視度38.5cm)
農業排水調査	R6. 5	8集落	環境こだわり農産物に取り組む集落等において農業排水の管理状況調査を実施	現地確認	農産普及課、各市農政主務課	適正に管理されていることを確認した。

< 甲賀地域 >

活動等区分	時期	期間、回数等	活動の概要	資材、方法等	担当、協力機関	成果・課題等
関係機関連携会議	R6. 4. 1	1回	実施方針、活動計画に関する打合せ	活動計画	農産普及課 田園振興課	
	R6. 4. 4 R6. 4. 10	2回	啓発活動計画の検討 啓発意欲の醸成	意見交換	農産普及課 各市、JA	
啓発活動	R6. 3. 21	1回	農業者へチラシを配布し、 農業排水対策を啓発	啓発用チラシ (各農事改良 組合配布)	農産普及課 市、JA、地域農 業センター	配布部数 約850部
	R6. 4. 17 ～ R6. 5. 25	期間中 14日間	広報車による啓発パトロー ルを環境こだわり農産物認 証の濁水流出防止の確認も 兼ねて、実施	広報車 (スピーカー) 広報用音声 データ	農産普及課 田園振興課	パトロール延べ人 数 28名
	R6. 4. 3 ～R6. 4. 9	7日間	有線放送による広報	有線放送	農産普及課 あいコムこうか	
	R6. 4. 18	1回	農業排水対策にかかる集落 巡回 (甲賀町)	広報車・軽ト ラックによる 広報活動、取 組を普及現地 情報で発信 し、県HPで公 開	農産普及課、 JA、農業者	参加農業者5名
	R6. 5. 20 R6. 5. 21 R6. 5. 27	3日間	世代をつなぐ農村まるごと 保全向上対策に取り組む集 落 (12集落/93集落) に対 し、適切な濁水防止対策が 実施されているか、環境こ だわり農産物認証の濁水流 出防止の確認も兼ねて、現 地確認および指導を行っ た。	透視度計 (100cm計)	農産普及課 田園振興課 市 集落代表者 湖南市1集落 甲賀市9集落	前日の雨などで、 濁水となっていた 集落が多かった。 状況聞き取りなど で、日ごろから管 理されているのを 確認できた。
水質調査等	R6. 4. 17 ～ R6. 5. 25	期間中 14日間	主要な5河川の9地点で水質 (透視度)を調査。	広報車 透視度計 (100cm計)	農産普及課 田園振興課	期間中の平均透視 度 R6 : 46. 3cm (参考R5 : 46. 0cm) 4月25日～5月10日 の日平均透視度は 40. 8mmとなり、R5 年 (29. 6mm) と比 較して、降水量・ 降水日数とも少な かったこともあり、 高い透視度とな った。しかし、5 月11日～18日の期 間は、日平均透視 度が26. 5mmと、R5 年 (48. 9mm) と比 較して低く、すべ ての日でR5を下 回った。降水量は 大差なかったが、 降水日数がR6年は 多かったことが透 視度低下の要因の 一つと推察され る。

<東近江地域>

活動等区分	時期	期間、回数等	活動の概要	資材、方法等	担当、協力機関	成果・課題等
啓発活動	R6. 4. 6 ～ R6. 4. 12	-	農業組合長会議において啓発資料を配布し、農業濁水流出の注意喚起を行った。	資料配布	管内各市町 管内各JA 農産普及課	近江八幡市105組織 東近江市220組織 日野町70組織 竜王町27組織
	R7. 2	1回	農業排水対策啓発チラシを送付予定。	チラシ送付	管内各JA 農産普及課 田園振興課 東近江地域農業センター	関係機関に農業排水対策啓発チラシを送付し、農業者への啓発につながる。
啓発活動 透視度調査	R6. 4. 16 ～ R6. 5. 26	期間中 16回	広報車による啓発パトロールと透視度調査を実施した。	期間中に広報車2台で実施	農産普及課 田園振興課	・23河川33地点で透視度の調査を実施した。 ・白鳥川流域・日野川流域の集落へ重点的に啓発パトロールと透視度調査を行った。 <平均透視度> 今年度：26.3cm 過去5年間：26.3cm
集落巡回指導	R6. 4. 25 ～ R6. 5. 10	6回	各市町・JAと連携し、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策活動に取り組む組織を対象に、農業排水の実態把握のための現地確認と現地指導を実施した。	現地確認 現地指導	管内各市町 管内各JA 農産普及課 田園振興課	農業排水の管理意識が醸成され、濁水流出防止につながった。 近江八幡市6組織 東近江市17組織 日野町6組織 竜王町3組織
世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策活動	R6. 4 ～ R6. 5	-	透視度調査を実施した。	透視度調査	まるごと活動組織	農業排水の管理意識が醸成され、濁水流出防止につながった。 近江八幡市2組織 東近江市2組織 日野町47組織 竜王町26組織

<湖東地域>

活動等区分	時期	期間、回数等	活動の概要	資材、方法等	担当、協力機関	成果・課題等
啓発・広報活動	R6. 4月	—	農業組合長会議にて啓発を実施。	啓発資料の配布と啓発	農産普及課、各市町	
関係機関担当者会議の開催	R6. 4. 26	1回	過年度の農業排水対策実績の共有およびR6年度実施計画説明と現地調査。	透視度調査結果 現地調査 他	農産普及課、各市町、JA東びわこ、湖東地域農業センター	濁水発生状況の経年変化を共有し、管内関係機関への濁水防止の意識統一と改善支援策の検討が実施できた。
啓発・広報活動	R6. 4. 15 ～ R6. 5. 27	期間中 17回	広報車による管内啓発パトロール、巡回指導を実施。	ほ場排水路確認等による巡回指導	農産普及課、田園振興課、各市町	
農業排水対策調査等	R6. 4. 15 ～ R6. 5. 27	期間中 17回	2河川(宇曾川水系・矢倉川)12地点での透視度調査および濁水状況の記録。	透視度計を用いた濁度調査	農産普及課、田園振興課	各調査地点の平均透視度はR5より3cm向上した。宇曾川河口の透視度は、過去20年間(調査期間4. 17～5. 18)の平均値(20. 8cm)より高かった。
実演会の開催	R6. 5. 19	1回	豊郷町四十九院にて、地域営農の担い手である若手オペレーターや集落営農組織、認定農業者等を対象に、濁水を出さない農業技術の実演会として、浅水代かき実演と自動給水栓の紹介を行った。	浅水代かき実演、自動給水栓の紹介	農産普及課、湖東地域農業センター、(農)豊栄ファーム四十九院、全農しが、北菱農機株	参加者：約32名
世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策取り組み集落への指導	R6. 4. 23 ～ R6. 5. 16	期間中 5日間	世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策にかかる農業濁水削減に取り組む活動組織への現地確認および巡回指導。	—	田園振興課、農産普及課、各市町	取組組織数：9組織

<湖北地域>

活動等区分	時期	期間、回数等	活動の概要	資材、方法等	担当、協力機関	成果・課題等
重点集落指導	R6. 4～ R7. 3	随時	生産者に対する啓発および技術的支援 排水路の水質調査支援 啓発巡回パトロール支援 取り組みの総括に係る支援 環境こだわり農業栽培に係る技術支援	事業説明資料 簡易止水板 50/100cm透視度計 広報車等	農産普及課、田園振興課、市、JA	13地点平均55.3cmとなり昨年と比較し7.3cm改善した。
	R6. 4. 27～ 5. 6	大型連休期間の10日間	重点指導河川流域パトロール（毎日連続午後） 4河川流域を対象に巡回啓発活動	広報車（マグネット、スピーカー、アンプ、イエローカード、止水板）	農産普及課、田園振興課	パトロールの延べ人数20名
	R6. 4. 26～ 4. 27、 5. 2	期間中3日間（2班）	こだわり農産物水稲ほ場巡回（確認ほ場数は全ほ場数の約20%）	広報車（マグネット、スピーカー、アンプ、イエローカード、止水板）	農産普及課	こだわりの現地確認では問題無し。
重点集落指導 【世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策】	R6. 5	3日間（22組組織）	農業排水現地調査 取組組織（集落）の濁水発生防止状況を確認	野帳 啓発資料 100cm透視度計	田園振興課、農産普及課、市、活動組織代表者等	
関係機関連携	R6. 4. 9	1回	農業排水対策担当者会議 R6年度における普及啓発活動の実施計画 各市およびJAにおける農業排水対策の取り組み 意見交換	R6年度農業排水対策事業計画書、R5年度実績資料、県推進資料、技術対策推進資料、啓発パンフレット	農産普及課、田園振興課、地域農業センター、市、JA	4月9日に農業排水対策会議を開催し、昨年の農業排水対策および調査結果の共有と意見交換を実施。今年度の啓発パトロール、透視度調査等について依頼し、連携を強化した。
	R7. 1～ R7. 2	1回	農業排水対策関係課による実施方針検討打合せ（啓発・調査活動、指導について）	R6年度実績確認と次年度に向けた検討		
啓発活動	R6. 4～ R7. 3	随時	市、JA等の広報紙への農排記事の掲載 農業排水対策啓発用チラシの作成・配布（全戸配布） 農談会による啓発 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策等各種事業説明時の啓発 啓発用幟旗・ポスターによる啓発 庁舎でのポスターによる啓発 水稲栽培研修会、担い手研修会、農作業安全研修会、青年農業者研修会や湖北指導農業士会、湖北農業経営者会などの研修会で啓発	農産普及課情報誌、啓発用チラシ	農産普及課、田園振興課、地域農業センター、市、JA	当課Facebookにて2回、農業排水に関する記事を発信した。
	R6. 4～ R7. 3	随時	農業組合長会議ならびに農談会で啓発 稲作現地指導 巡回指導	推進資料等 生産者に直接指導	農産普及課、地域農業センター、市、JA	
	R6. 4. 17～ R6. 5. 27	期間の隔日実施	7河川15地点において透視度調査の実施（平日、休日午前） 各市も独自地点で多数透視度調査を実施	100cm、50cm透視度計	農産普及課、田園振興課	15地点河川透視度平均56.6cm

水質調査等	R6. 6～ R6. 9	期間中 16回	水生生物調査、水質調査、 地域における環境学習の実 施支援	生物採取用 具、生物観察 用具の貸出	田園振興課、 市、土地改良 区、まるごと保 全向上対策活動 組織	
	R6. 7	1回	出前講座の支援 生き物観察会において、指 標生物による水質判定と地 域の農業用水の仕組みにつ いて講義	生物採取用 具、生物観察 用具	田園振興課、 市、土地改良 区、関係小学校	
被覆肥料の 被膜殻の流 出防止対策	R6. 4～ R7. 3	随時	生産者に対する啓発 啓発巡回パトロール支援	事業説明資 料、啓発用チ ラシ	農産普及課	濁水流出を確認し た数名に対し、濁 水防止を呼びかけ た。
その他	R6. 4～ R6. 9	1地区	揚水機場を活用した農業排 水のリサイクル推進支援 (農業排水循環利用促進事 業)	補助金交付	田園振興課 土地改良区	

<高島地域>

活動等区分	時期	期間、 回数等	活動の概要	資材、方法等	担当、協力機関	成果・課題等
普及啓発推 進(会議)	R6. 3月21 日、25 日、29日		生産者あてに資料配布 (新旭・朽木・安曇川・高 島・今津・マキノ)	農業排水対策 啓発資料	農産普及課	
普及啓発推 進(啓発活 動)	R6. 4. 17 ～ R6. 5. 25	市内各 地 期間全 日	1. 巡回広報 2. 行政無線による指導 啓発 3. 啓発用のポスターによる 啓発 4. 啓発用チラシの配布	活動報告書	農産普及課、田 園振興課、高島 市農業政策課	23名のパトロール 班により、延べ14 日間の巡回広報を 実施した。
水質調査等	R6. 4. 17 ～ R6. 5. 25	期間全 日	県調査河川：7河川・7地点	100cm透視度計	農産普及課、田 園振興課	上記と併せて実 施。 透視度は平均66cm であった。4地点 で透視度が改善し ていた。
その他	R6. 5. 8 ～ R6. 5. 9	高島市 内 2 組織 (17集 落)	世代をつなぐ農村まるごと 保全向上対策対象集落に対 して、農業排水対策の取り 組みを調査	現地確認	農産普及課、田 園振興課、高島 市農村整備課、 活動組織	高島市役所農村整 備課と共に、農業 排水対策の実施を 確認した。

イ 環境こだわり農業の推進

本県では、平成15年に「環境こだわり農業推進条例」を制定し、より安全・安心な農産物の生産とともに、農業排水の適正な管理など、琵琶湖をはじめとする環境と調和のとれた農業生産を推進している。

その中でも、農薬や化学肥料の使用量を通常の半分以上に減らすとともに、琵琶湖や周辺の環境に優しい技術で栽培する農産物を「環境こだわり農産物」として県が認証している。特に、水稻については「水田からの濁水の流出防止」を必須の環境配慮技術として設定している。



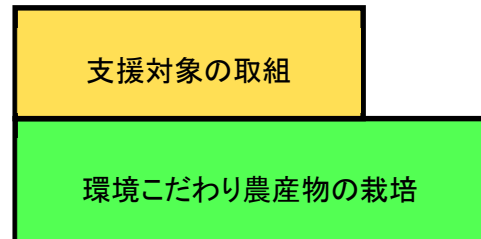
～環境こだわり農産物の栽培に対する支援～

環境こだわり農産物の生産とあわせて、温暖化防止や生物多様性保全、水質保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して、「環境保全型農業直接支払交付金^{※1}」により支援を行った。

※1 「環境保全型農業直接支払交付金」

環境こだわり農産物の栽培に取り組んだ上で、下記①～⑳のいずれかの取組を実施する場合は対象

“認証マーク”
取組面積に応じた支援
(環境保全型農業直接支払交付金)



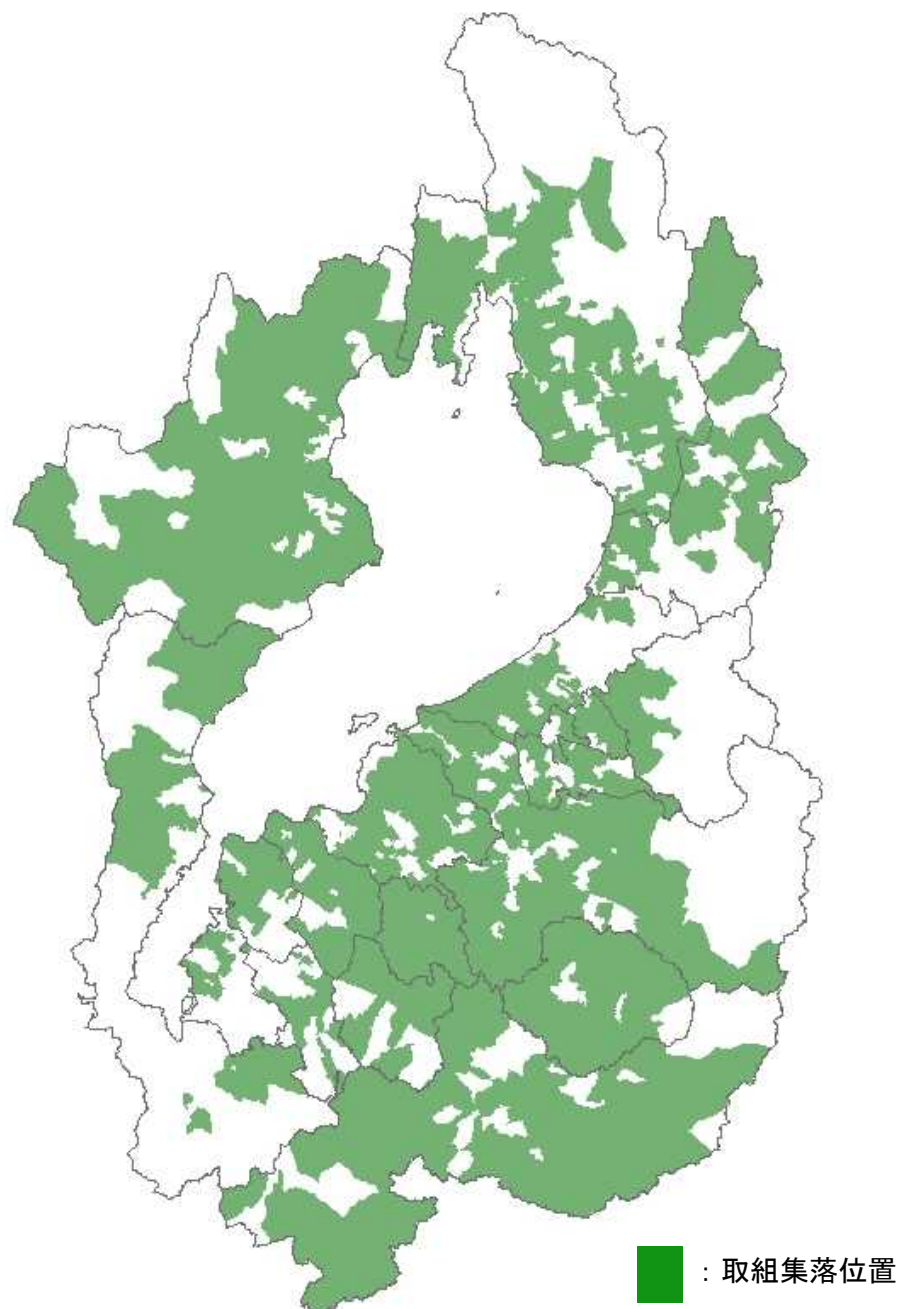
支援対象の取組

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| ① カバークロップの作付 | ⑬ 水田ピオトープ |
| ② リビングマルチ | ⑭ 水田の生態系に配慮した雑草管理 |
| ③ 草生栽培 | ⑮ IPMの実践 |
| ④ 冬期湛水管理 | ⑯ 在来草種の草生による天敵利用 |
| ⑤ 有機農業（農薬・化学肥料を使用しない） | ⑰ 緩効性肥料の使用および深耕 |
| ⑥ 堆肥の投入 | ⑱ 不耕起播種 |
| ⑦ 炭の投入 | ⑲ 長期中干し |
| ⑧ IPMの実践、畦畔の人手除草および長期中干し | ⑳ 秋耕 |
| ⑨ 希少魚種等保全水田の設置 | ㉑ 殺虫殺菌剤・化学肥料を使用しない栽培 |
| ⑩ 緩効性肥料の利用および長期中干し | |
| ⑪ 緩効性肥料の利用および省耕起 | ※⑩は欠番 |

ウ 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策

(7) 共同活動への支援

農地や農業用水路などの地域資源、農村の豊かな自然環境を、農家だけでなく自治会や子供会など非農家の参加によって守る、地域ぐるみの「共同活動」に対して支援を行っている。



世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策

図2. 令和6年度取組集落位置図

この共同活動においては、生態系や水質などの農村環境の保全を図る活動が実施されている。

特に、代かき・田植時期の水田からの濁水が、地域の環境や琵琶湖の水質に影響を与えていることから、農業排水対策は共同活動の必須の取組となっている。

具体的には、各集落で水守当番を設けて、定期的に排水路溝畔の漏水の有無の確認や透視度調査を実施している。

透視度調査結果（図3）は、各活動組織による透視度調査結果をまとめたものであり、どの地区においても「代かき前期」から「代かき中期」にかけて透視度が低下し、「代かき後期」から「田植え期」にかけて透視度が改善する傾向が見られた。また令和5年度と比較するとすべての時期で1~2cm程度透視度が改善した。

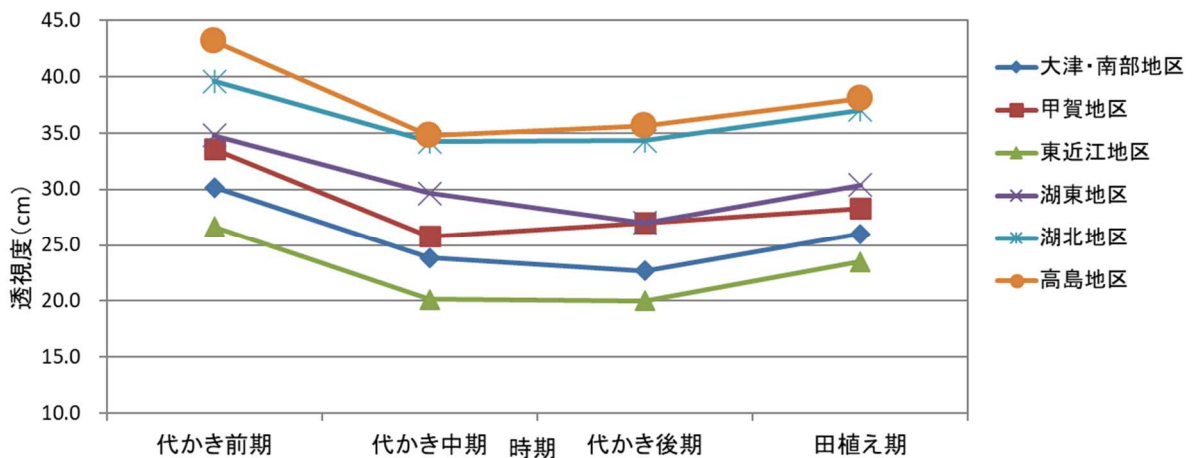


図3 令和6年度世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策における県内の透視度調査結果
※代かきや田植えの時期は、地域によって異なるため、具体的な月日は明記していない

(イ) 魚のゆりかご水田プロジェクト

農村環境は、農業者の生産活動により維持されている二次的な自然環境であり、農村地域での農業振興は豊かな自然環境や生物多様性保全、良好な景観形成等の多面的機能の発揮という観点からも重要である。

本県では、琵琶湖と水田との間を魚が行き来していた、かつての生命あふれる田園環境を再生し、生きものと人が共生できる農業・農村の実現を目指す「魚のゆりかご水田プロジェクト」を平成18年度から実施している。



図4 水路を遡上するフナ

この取組は、フナやコイ、ナマズなどの魚類が遡上できるように排水路を改修するものであり、排水路に設置する堰上式魚道によって濁水の流出防止が図れるなど、農業排水対策の面でも期待できる（図4、5）。



図5 魚のゆりかご水田イメージ

(2) 施設整備等

ア 農業排水循環利用促進事業

【事業主旨】

琵琶湖を健全で豊かな湖として保全および再生を図るため、農業排水による汚濁負荷の軽減について集落単位での取組に加え、流域単位の対策を一体的に実施する必要がある。

これには、循環かんがい施設や反復利用施設を活用した排水の循環利用や、適正な水管理の徹底による節水と排水の抑制などを進めることが重要である。

そこで、琵琶湖や周辺環境への負荷軽減に対する取組に支援し、継続した取組となるよう推進した。

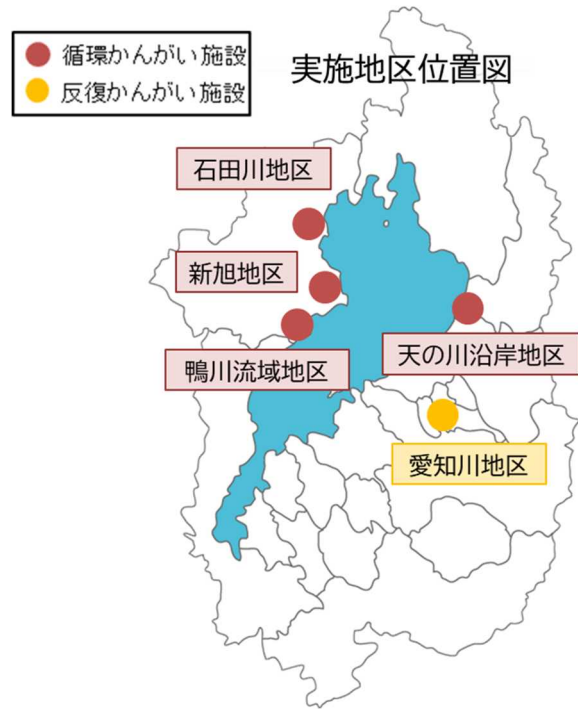


図6 農業排水循環利用促進事業実施地区

【事業内容】

(7) 農業排水循環利用促進事業

協議会（市町、土地改良区、関係集落等で構成）が既存の循環かんがい施設などを活用し、農業排水を循環利用する取組や、この取組にあたって発生する散在性ゴミの除去処分、機器のメンテナンスといった作業にかかる掛かり増し経費（排水循環利用の取組を行うことで、追加的に発生する経費）に対する支援を実施した。

令和6年度は、取組を実施した5地区の協議会に対して支援を行い、約648万m³の排水を再利用し、琵琶湖へ流入する懸濁物質（SS）やチッ素、リンなどの富栄養化物質を軽減した（以上、図6～8、表3）。

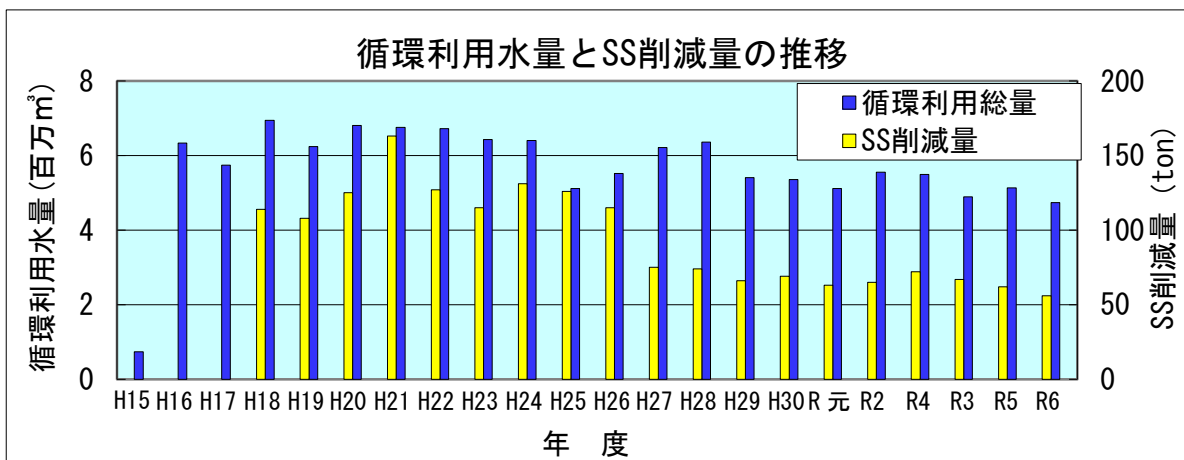


図7 循環利用水量とSS削減量の推移

※循環かんがい施設の実績のみを集計している。

表 3 農業排水循環利用促進事業・令和 6 年度取組実績業実施地区

地区名	所在地	集水面積（農地：ha）	取り組み内容	循環利用水量（m ³ ）
天の川沿岸	米原市	161.0	循環かんがい	1,580,776
石田川	高島市	42.3	〃	233,700
鴨川流域	高島市	404.3	〃	2,362,598
新旭	高島市	24.0	〃	612,584
計 4 地区				4,789,658

地区名	所在地	集水面積（農地：ha）	取り組み内容	揚水量（m ³ ）
愛知川	東近江市・近江八幡市 愛荘町・豊郷町	2,489.0	反復かんがい	1,689,000

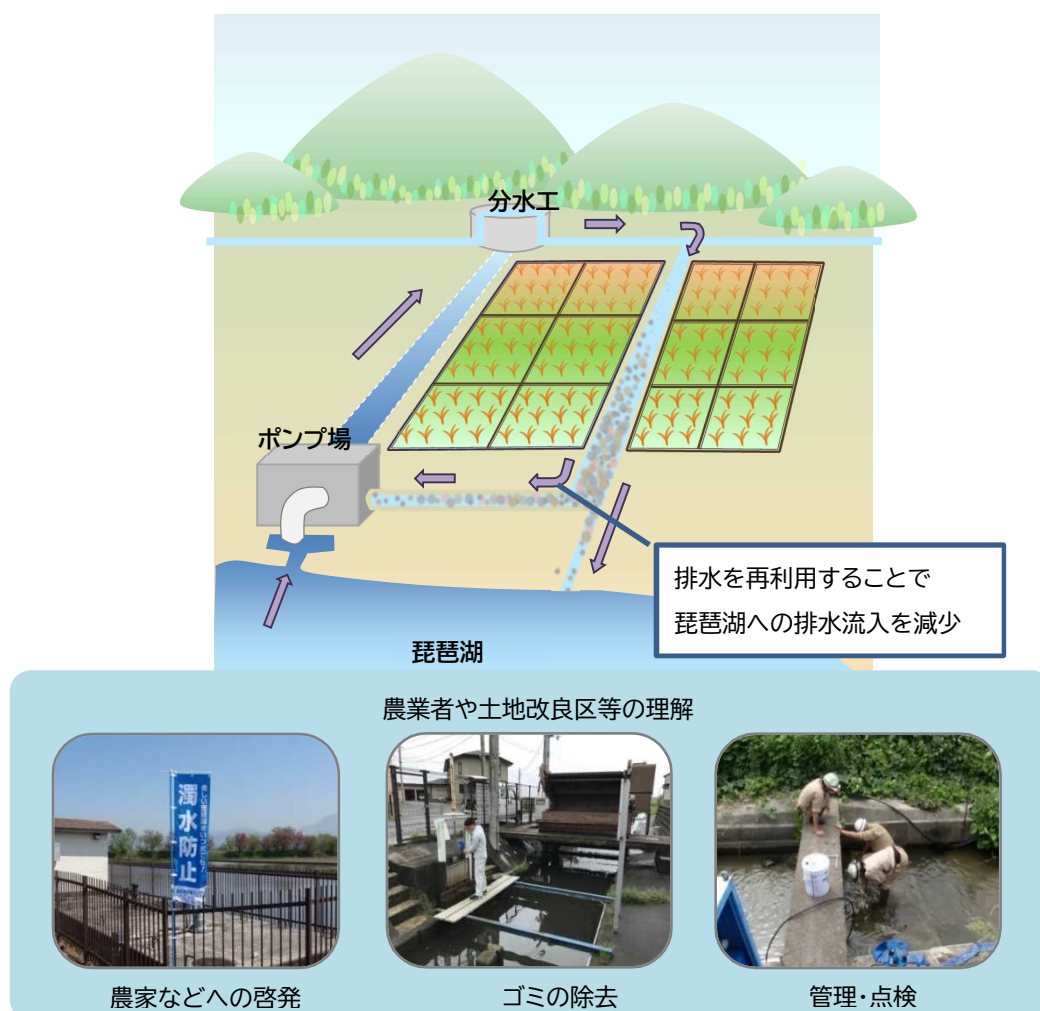


図 8 農業排水循環利用促進事業のイメージ

イ 水質保全対策事業

【事業趣旨】

琵琶湖をはじめとする湖沼や河川等の公共用水域、あるいは農村地域において、農地から流出する排水による水質や生態系等への影響が懸念されている。

このため、排水による汚濁負荷の削減を図り、公共用水域の総合的な保全に資する水質保全施設の整備と、あわせて地域による水質保全活動を強化するための体制整備を実施した。

【事業内容】

(7) 水質保全施設の整備

農業排水の汚濁負荷削減を図るため、地域の実情に応じた対策施設の整備を行っている。

- a 農地からの排水流出を抑制する発生源対策（溝畔漏水防止対策、自動給水栓等）
- b 排水をリサイクル利用する再利用対策（循環かんがい施設等）
- c 自然浄化機能を活用した、排水の浄化対策（浄化池、浄化水路等）

(イ) 支援事業（体制整備）

水質保全施設の管理運営体制の確立や施設の試験運用、モニタリング調査による流出負荷実態の把握等を実施した。

表 4 水質保全対策事業実施地区

地区名（所在地）	着工年度	集水面積 (農地:ha)	R5年度の主な事業内容
白鳥川中流Ⅱ期（東近江市三津屋町）	H27	292.3	浄化池
高月西阿閉（長浜市高月町西阿閉）	R3	302.5	浄化水路改修
計2地区		594.8	

過年度実施地区



図 9 水質保全対策事業「赤野井湾(木浜)地区」全景

(3) 農業排水が流入する主要河川の透視度調査結果

ア 令和6年の透視度調査結果

県内全域の農業排水が流入する59河川78地点の透視度について、各農業農村振興事務所により調査した。県平均の透視度は39.4cmであり、前年比+3.3cmであった。(表5、図10~16)。

表5 地域別の透視度調査結果(100cm透視度計測定値)

地域名	調査地点数	調査河川数	平均透視度		
			R5 (cm)	R6 (cm)	前年比 (cm)
大津・南部	12	12	40.6	46.8	+6.2
甲賀	9	5	46.0	46.3	+0.4
東近江	28	21	24.8	25.1	+0.4
湖東	9	7	21.3	23.2	+1.9
湖北	13	7	47.3	55.1	+7.8
高島	7	7	60.5	66.8	+6.3
県平均	78	59	36.1	39.4	+3.3

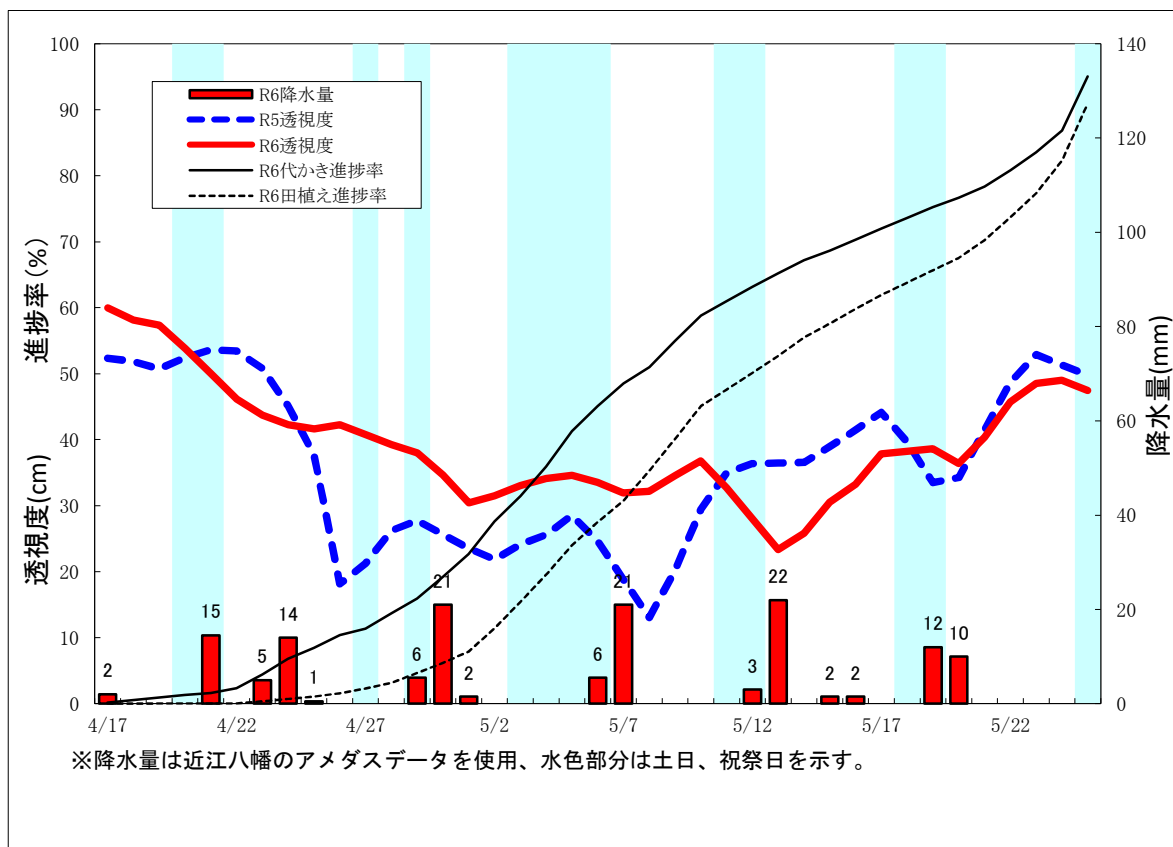


図10 県平均の透視度(各地域の透視度を平均した値)の経日変化

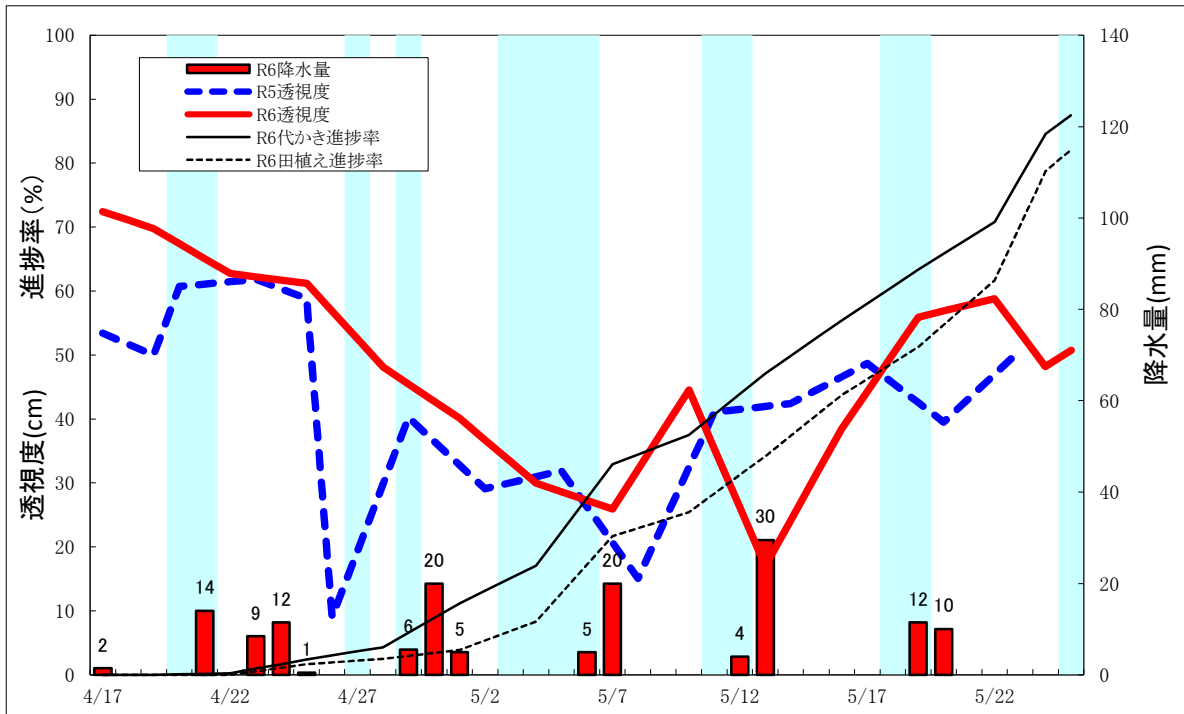


図 11 大津・南部地域の透視度の経日変化

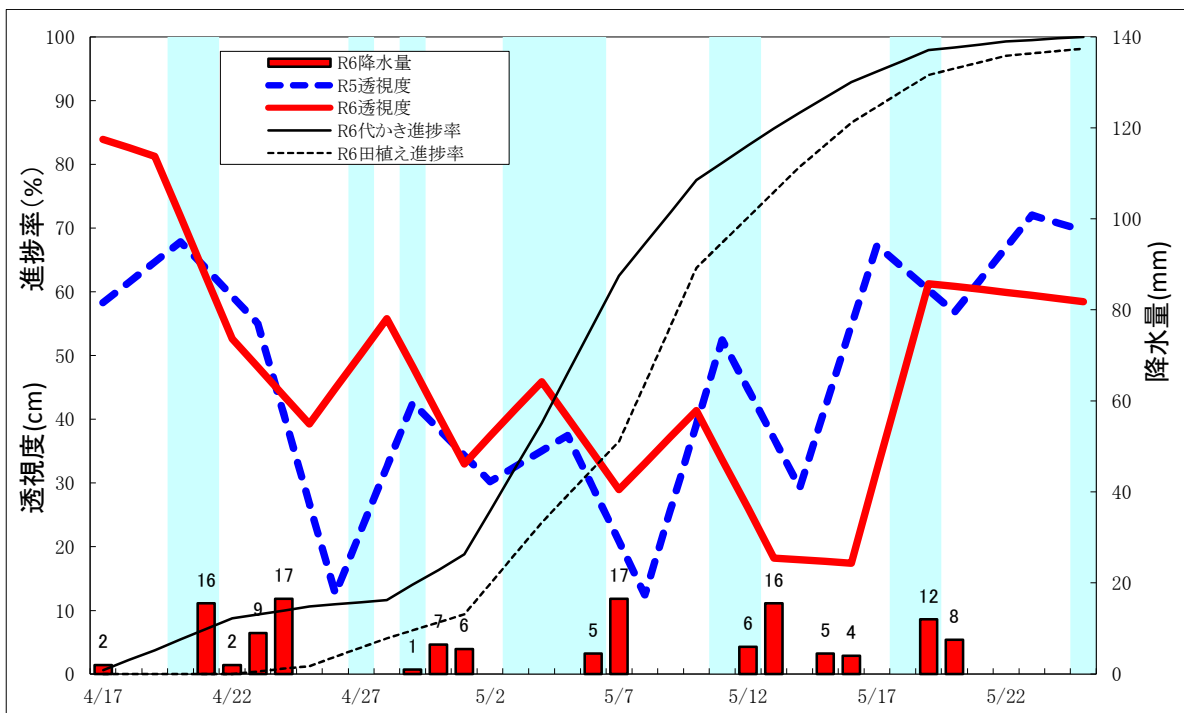


図 12 甲賀地域の透視度の経日変化

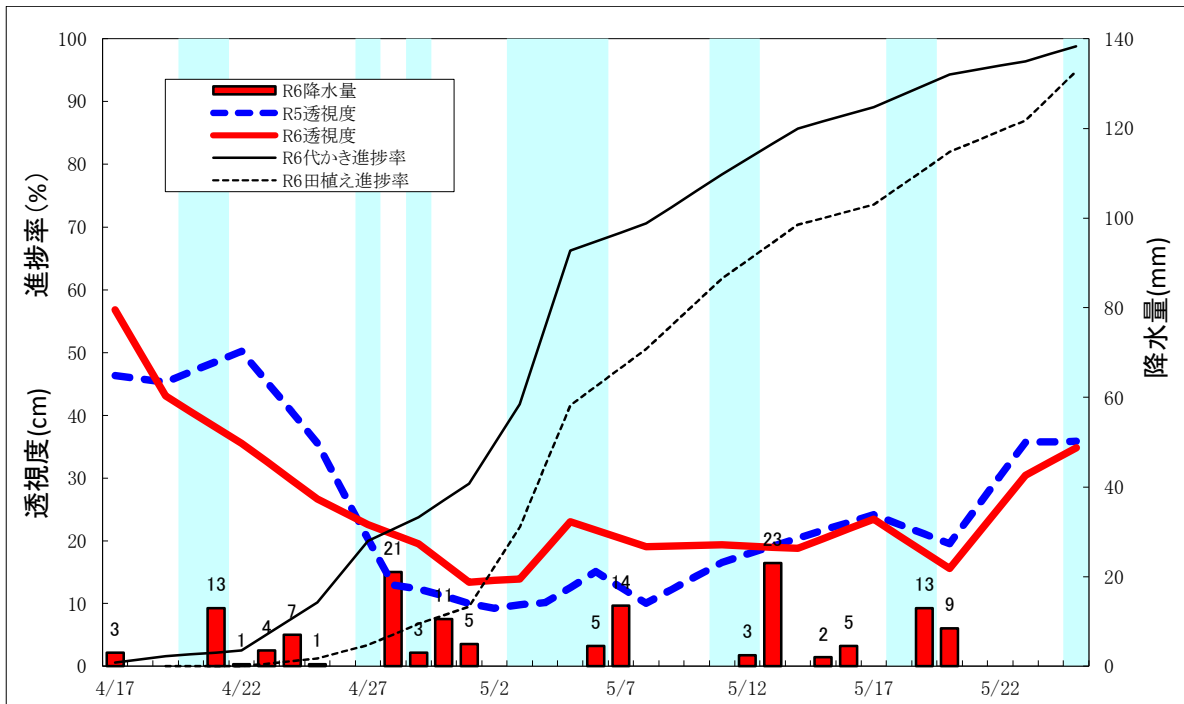


図 13 東近江地域の透視度の経日変化

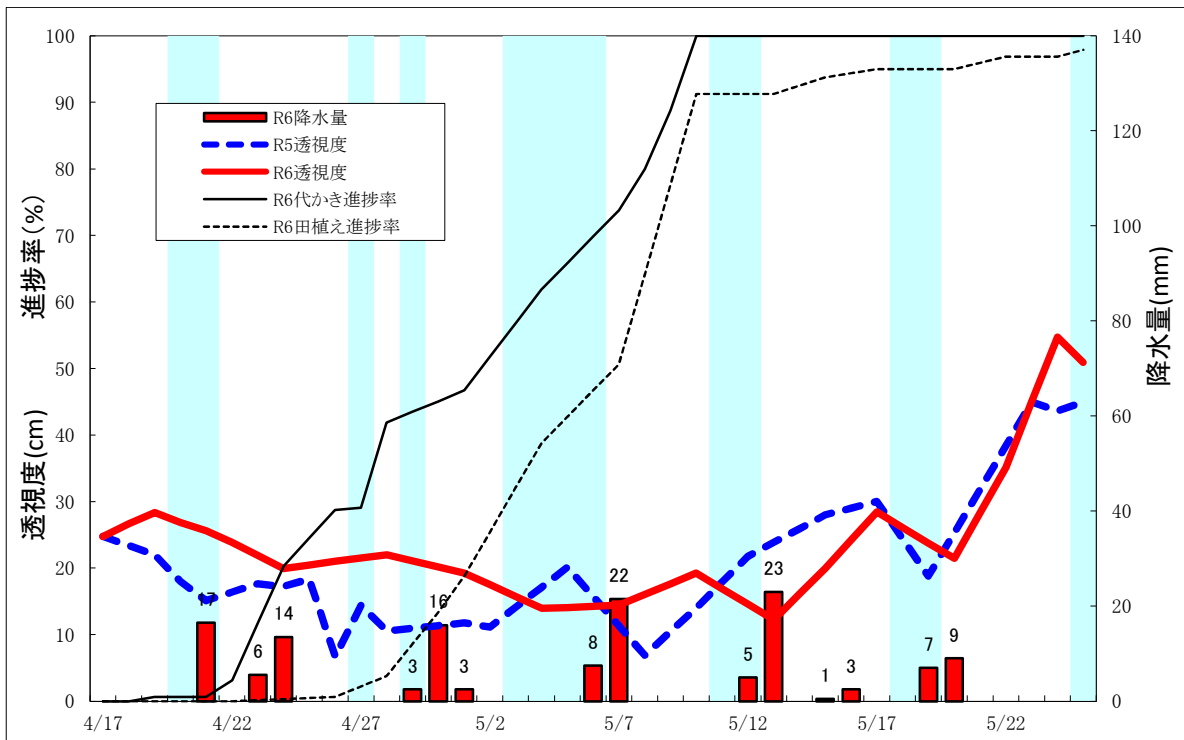


図 14 湖東地域の透視度の経日変化

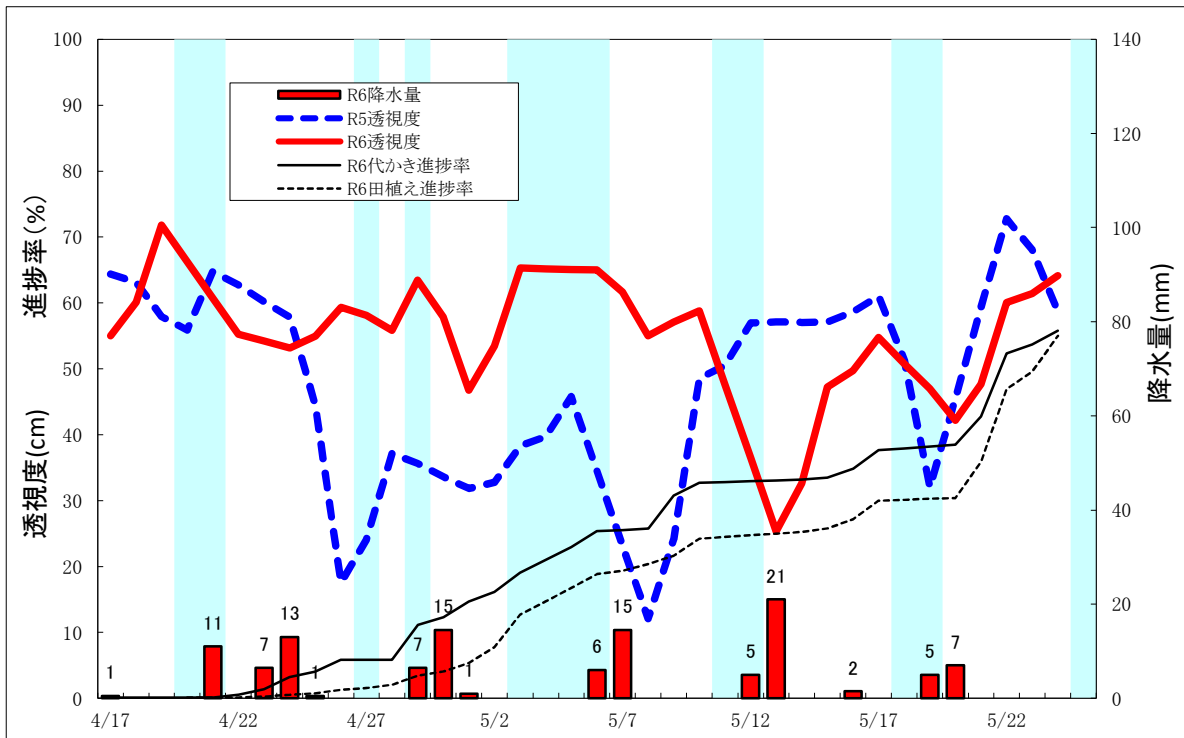


図 15 湖北地域の透視度の経日変化

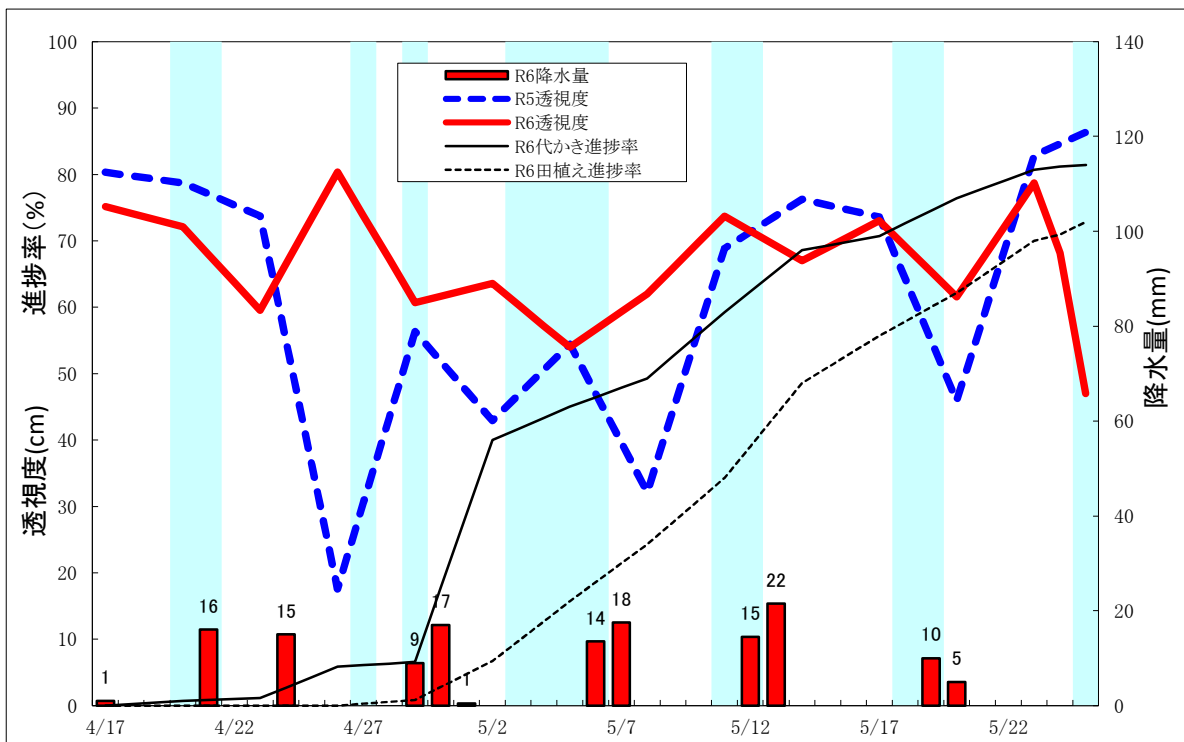


図 16 高島地域の透視度の経日変化

現場では、啓発により一定の農業濁水防止対策への認識が定着しているものの、継続的な啓発や降雨等で深水になっても強制落水が必要ない自動直進田植機の推進が必要と考えられる。

なお、調査地点の 59 河川 78 地点のうち、特に漁業に関連していると考えられる、や

な漁場（河川に網を横断させる漁場）と第5種共同漁業権漁場（漁業者が魚を養育している漁場）に該当する河川は8河川16地点（野洲川、大戸川、日野川、姉川、田川、天野川、知内川、鴨川）あり、これらの河川の調査期間における平均透視度について、本年度は65.1cmと、全県の平均透視度39.4cmより25.7cm良い結果であった。

イ 透視度の経年変化

平成20年度（100cm透視度計を用いて調査を開始）以降の透視度の経年変化については、中長期的には改善傾向にあり、概ね透視度40cm程度を維持しているが、まとまった降雨の影響により透視度が低下するなど、近年は横ばいである（図17）。

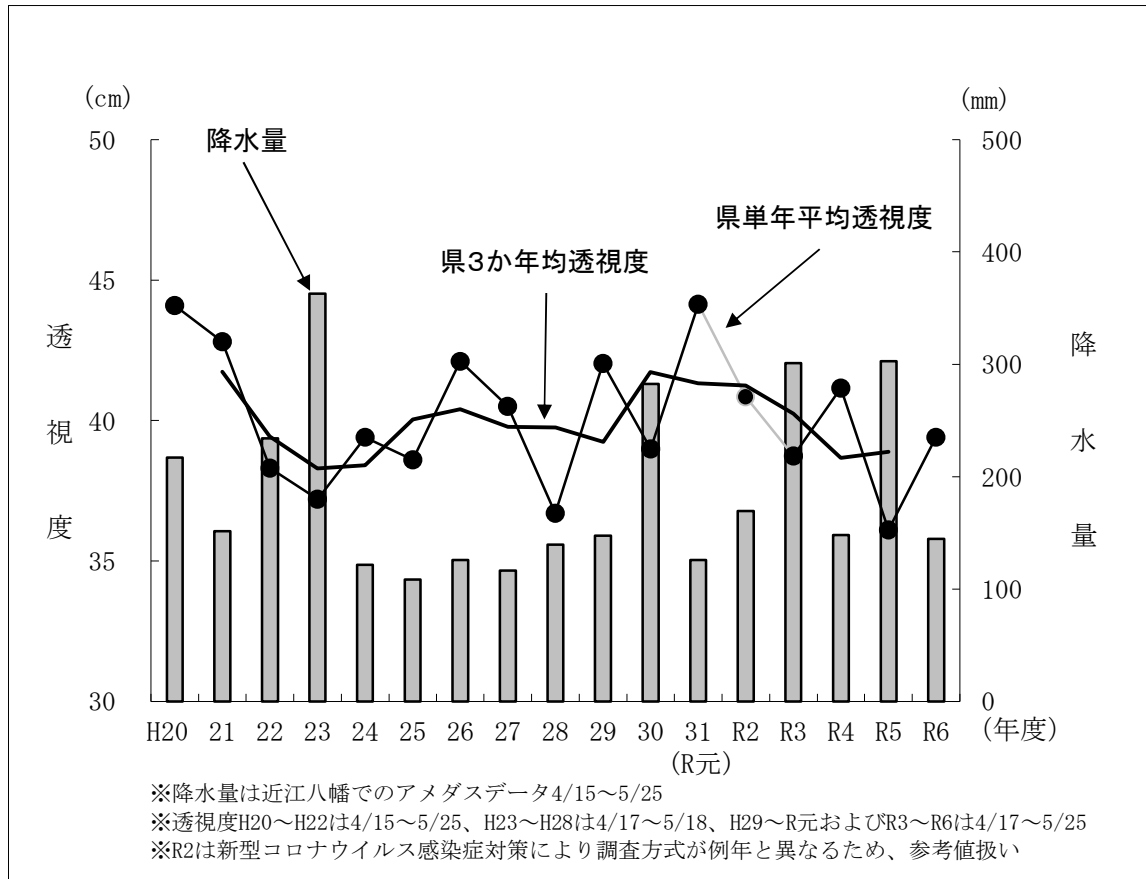


図17 県平均透視度の経年変化と降水量（100cm透視度計測定）

ウ 主要河川別の透視度の推移

下図は主な河川（調査地点）の透視度について、直近3年間（令和4～6年度）のデータを示している。令和6年度は、令和5年度と比べて、78地点中47地点で透視度が向上し、31地点で低下した（図19）。

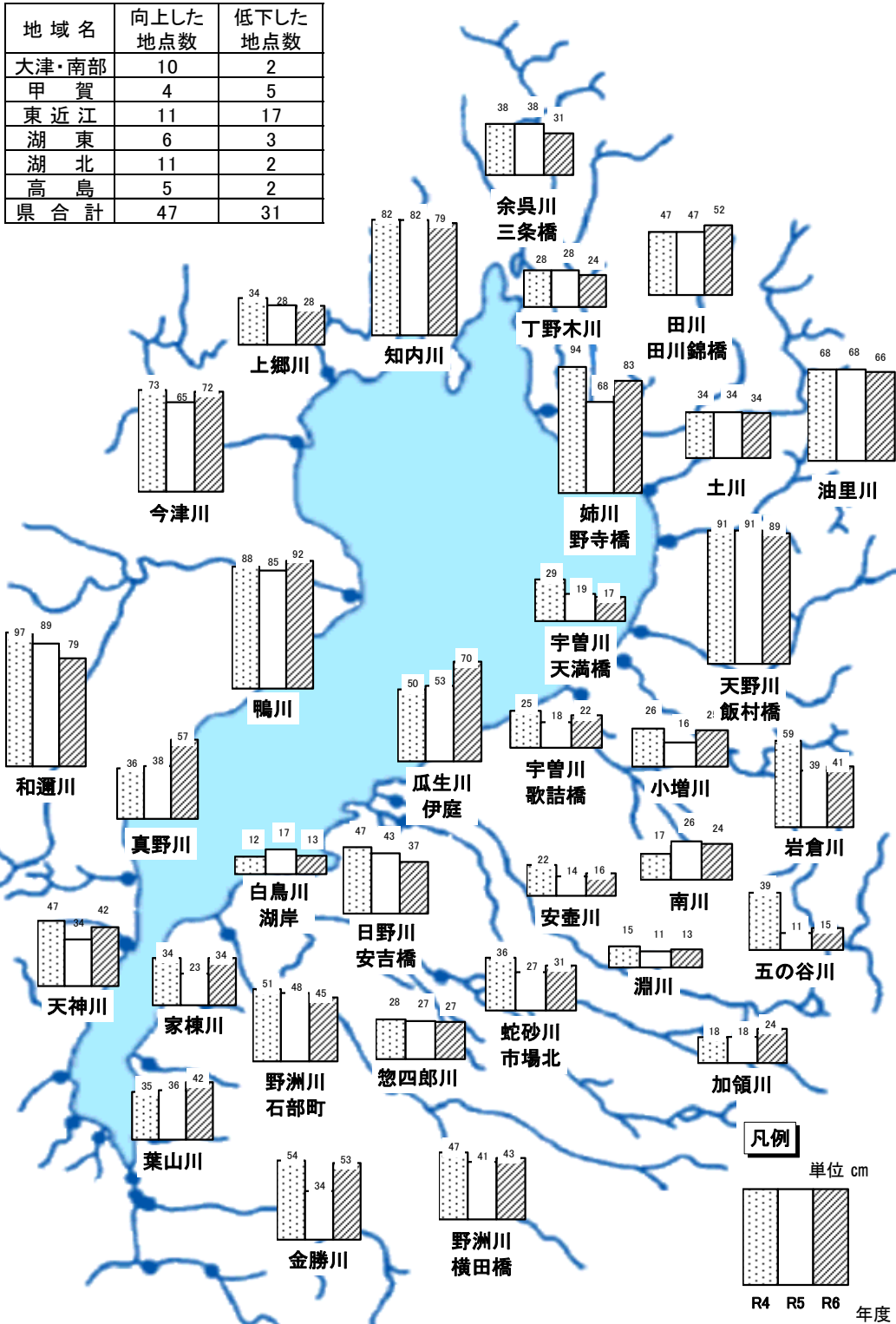


図18 県内主要河川の透視度の直近3年間の推移

エ 今後の対策

県平均透視度は、中長期的には改善傾向にあるが、近年は横ばいであり、今後も引き続き、県内全域の農業排水が流入する河川で対策を行っていく必要がある。また、アユなどの魚類は極端に透視度の低い水を忌避するといわれており、こうした日数を減らしていくことも重要である。

今後の対策としては、「持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例」に基づき、以下の5点を重点的に実施していく。

- ① 全県での巡回パトロール。濁水流出防止チラシの全戸配布による啓発
- ② 「浅水代かき」、「直進アシスト機能付き田植機による降雨等で深水になっても、強制落水はしない移植の実践」など、管理作業マニュアル（手順書）に基づいた農業濁水対策技術の普及
- ③ 「環境こだわり農業」や「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」の推進
- ④ 農業用水の反復利用や循環灌漑等による節水型・循環型ハード整備の推進
- ⑤ 農業排水の再利用に対する掛かり増し経費の支援

(4) 農業濁水防止のための管理作業マニュアル(手順書) ～時期別のポイント～

これらの管理作業は、農業濁水防止のためだけでなく、水持ち改善による除草剤の効果向上、土壌の酸欠防止による生育改善につながるため、必ず実践ください。

①秋の管理作業（平耕起）

- 稲わらがきっちりとしき込まれる作業速度と耕深で実施。
- ロータリを用いる場合は、ほ場に水がたまるのを防止するため、土壌条件に応じた幅で平畦耕を実施。



②春の管理作業（あぜ塗り作業、春耕）

- あぜ塗り作業は、あぜの亀裂を防止するため、3月下旬以降の湿った土壌条件で実施。
- 雑草が発生している場合は、作業前に必ず除草する。



- 春耕は、砕土と抑草のため、乾いた土壌条件で2回程度実施。



③代かき作業（荒代、植代）

- 入水は、春耕で土塊を細かく砕いて、春雑草を抑えてから実施。
- 適量入水（土面が70%以上見える程度）で浅水代かきを実施。



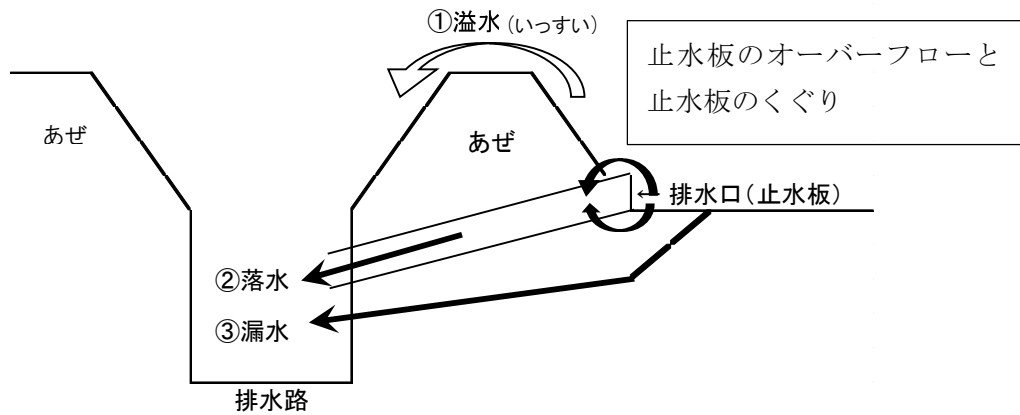
④田植え作業

- 植代から田植えまでは、原則、入水しない。
- かつ、降雨があっても落水しないことを実践。
- 田植え作業は、代かき後に田植えが可能な土壌条件になったら、速やかに作業を実施（水深3cm以下が目安）。



○ 農業濁水発生の原因と対応策

確認時期ごとに対応策を実施し、①～③の区分の濁水発生の防止に努めてください。



区分	原因	確認時期	対応策
① 溢水 (いっすい)	1 あぜの形成が不十分	入水前	・あぜの補修作業（あぜ塗り作業）
	2 深水による代かき	代かき時	・浅水代かきの励行
	3 降雨	入水後 随時	・溢水しない高さに止水板を設置
		代かき時	・浅水代かきによるリスク回避
		代かき後	・代かき後の未入水を励行
4 用水の入れっぱなし	入水後 随時	・水管理の状況把握のため、定期的には場巡回を実施	
② 落水	1 止水板の設置方法	入水後 随時	・止水板の周辺から漏水しないように止水板を設置確認
	2 代かき前の強制落水	入水後 随時	・水管理の状況把握のため、定期的には場巡回を実施
	3 田植え前の強制落水	代かき時	・浅水代かきによるリスク回避
		田植え時	・代かき後の未入水田植えを励行
③ 漏水	1 あぜやあぜ際からの漏水	入水前	・作付前に漏水箇所の点検と修繕
		入水前	・あぜの補修作業（あぜ塗り作業）
		入水前	・入水前にあぜ際をトラクタで踏圧
		入水前 から随時	・排水路のひび割れ・水漏れの点検および修繕
		入水後 随時	・漏水状況把握のため、定期的には場巡回を実施

○ 農業濁水防止のための作業法のチェックリスト

項目		技術実践前の留意事項	具体的技術のポイント		新技術等	
				チェック		
秋の管理 作業	点検	<ul style="list-style-type: none"> 前作が畑作物の場合、夏場乾燥による畦畔崩れも確認。また、モグラ等の穴を念入りに確認。 前作が水稲の場合、前作で漏水した個所に目印を設置 	<ul style="list-style-type: none"> モグラ等のあぜ際の穴を補修 			
	秋耕	<ul style="list-style-type: none"> ロータリ耕では、ほ場条件に応じて畦耕(平面耕に溝を掘って排水を良くする)を実施し、冬季の湿润状態を防止 	<ul style="list-style-type: none"> 平耕起(平面耕)による均平度の維持(ロータリ) 深耕による稲わらの腐熟促進(ロータリ、パワーディスク、スタブルカルチ、プラウ) 		<ul style="list-style-type: none"> レーザー均平機の利用 	
春の管理 作業	あぜ塗り	<ul style="list-style-type: none"> 特に転作跡では、あぜ塗り作業を行う(土壌の性質に留意) 	<ul style="list-style-type: none"> 亀裂防止のために3月下旬以降の作業 あぜに雑草が発生している場合は、作業前に草刈りを実施 乾いた土壌条件で作業を回避 			
	春耕	(土壌の性質に留意)	<ul style="list-style-type: none"> 1回目の春耕は、抑草対策のため3月下旬から4月上旬に実施 入水前のロータリ耕で、高い碎土率の確保と春雑草の抑制 			
代かき 作業	荒代	<ul style="list-style-type: none"> 土の移動を少なくするために、急旋回を行わないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 止水板の適切な設置によるオーバーフロー防止 入水前にあぜ際をトラクタで走行して後輪で踏圧 		<ul style="list-style-type: none"> 下流地域への濁水流出防止のための調整水田の設置 荒代後の石膏資材の散布 	
		(土壌の性質に留意)	<ul style="list-style-type: none"> 土面が70%以上の割合で作業を実施 			
	植代	(土壌の性質に留意)	<ul style="list-style-type: none"> 代かきを植代1回で仕上げる場合は、土面70%以上の割合で作業を実施 			<ul style="list-style-type: none"> 代かき作業時のGPSガイダンスの利用
		<ul style="list-style-type: none"> 水田ハローのポジション(耕深)を確認(水田ハローの爪は、ロータリ爪より短いため、ロータリによる荒代時のポジションでは浅すぎるため) 土の移動を少なくするために、急旋回を行わないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 荒代後の植代の場合は、凸部の土面がわずかに見える水深で作業を実施 			
植代後		<ul style="list-style-type: none"> 植代後には、田植前の強制落水を防止するために極力入水しないこと 				
田植え 作業	田植	<ul style="list-style-type: none"> 田植えが可能な土壌条件になったら、速やかに作業を実施→地域の条件に応じて設定(土壌の性質に留意) 	<ul style="list-style-type: none"> 強制落水なしに田植え作業を実施 		<ul style="list-style-type: none"> 自動直進田植機(直進キー or GNSS)の利用 	
共通事項			<ul style="list-style-type: none"> 適切な作業計画の策定と実践(作業工程表の作成、営農管理システム等の活用) 集落内での研修会の開催 水管理の状況把握のため、定期的なほ場巡回の実施 			

農業濁水対策技術

自動直進田植機(水深が深くても田植え可能)

◆技術概要

- 自動直進田植機はGPSを活用して自動で直進走行する。高度な技術を必要とせず、誰でも簡便に真っ直ぐな移植作業が可能。



◆効果

- 7～8cm程度の深水でも落水せずに田植えが可能。
- 生育・収量への影響なく、田植え前の強制落水を防止する効果がある。



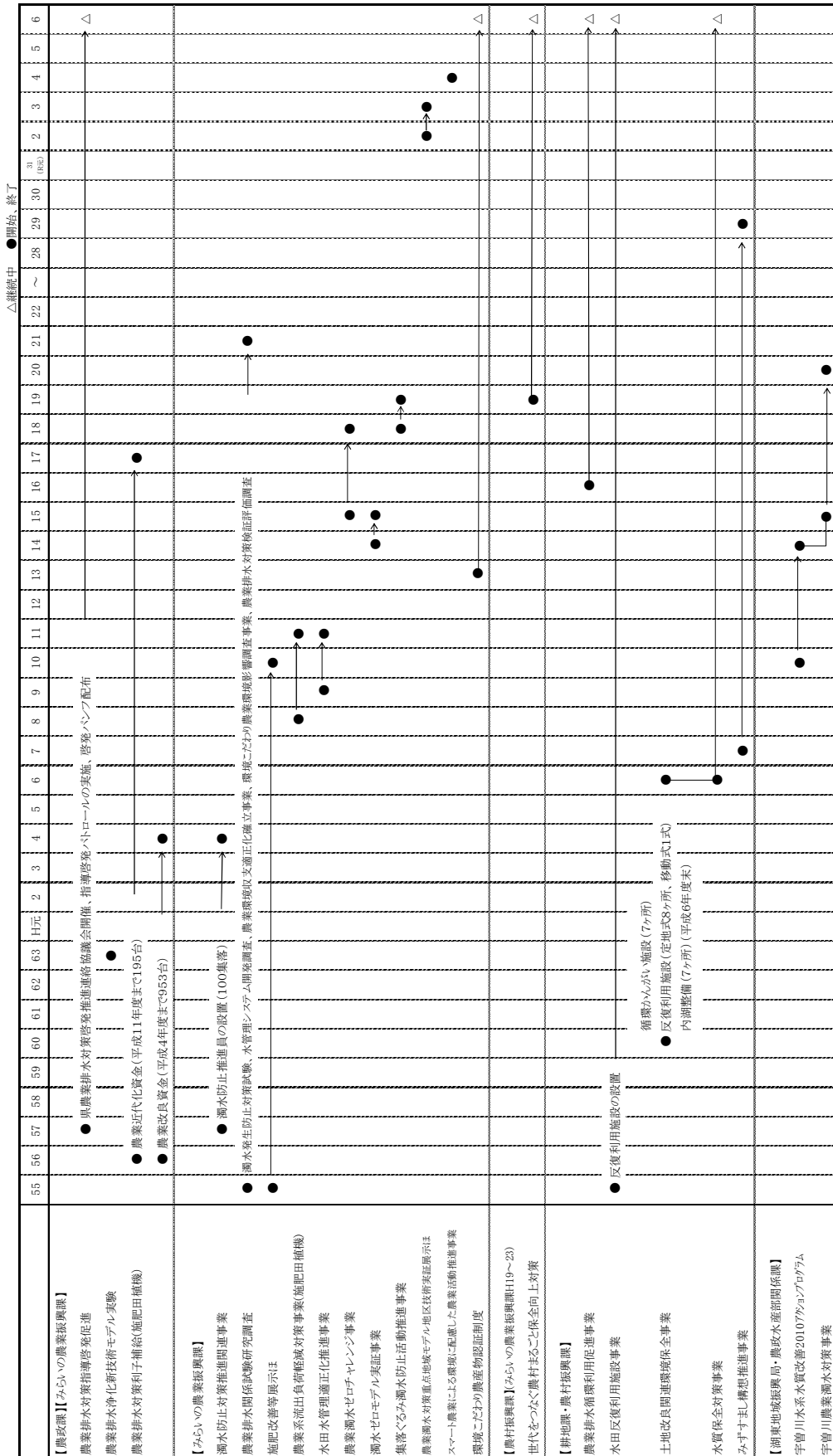
◆留意点

- 「農業濁水防止のための管理作業マニュアル※」(手順書)の実践を前提とし、降雨等で深水になった場合の強制落水を防止するための技術である。
- GPS搭載に掛かり増し経費として、約50万円/台が必要。
- 欠株防止のため、植え付け深の調整が必要。

※あぜ管理の徹底、浅水代かき、代かき後の管理 など

【参考】

これまで実施してきた農業排水対策の経過



各地域における啓発等



草津市 NPO法人 青花製彩

青花製彩は、峯松さん、沖田さん、霜田さんの3名で設立され、令和4年2月に露地51aで青花と軟弱野菜（コマツナ、ホウレンソウ）の経営を開始されました。

草津市特産の青花紙は友禅染の下絵染料に使われます。その原料となる青花の栽培・加工の担い手が数軒しか残っていないことに危機感を持ち、青花紙の伝統を守るため青花栽培に取り組んでおられます。3名は地域の宝である青花を多くの人に知ってもらいたいとの思いをもって活動されています。

農業濁水を流さないために

琵琶湖を大切に守り、次の世代に引き継いでいくために、
田植時期に農業濁水を流さないようにしましょう。



～ 農業濁水を流出させないための管理ポイント ～

代かきや水管理が楽に！
除草剤の効果が上昇！

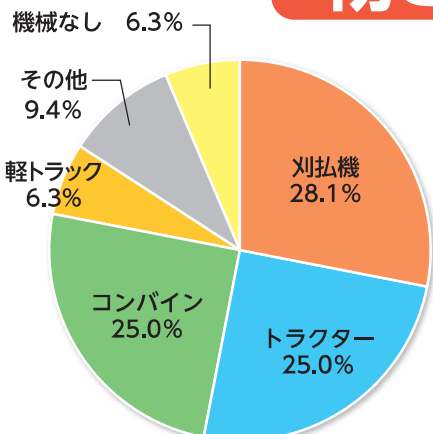
- ① ほ場の均平化：丁寧に耕起作業を行いましょう。
- ② 漏水防止：畔の補修(畔塗りや畦畔シート設置)や止水板を適切に設置しましょう。
- ③ 浅水代かき：計画的に入水して、土が7～8割見える状態で代かきを行いましょう。
- ④ 落水なしの移植：田植前に落水せず、代かき後速やかに移植・は種しましょう。



防ごう！ 農作業事故



令和4年度に発生した32件の農作業事故のうち、75%以上が刈払機、トラクター、コンバインで占められています。機械を使用する時はヘルメットの着用、防護メガネの着用（草刈り作業時）等、安全確認を徹底して、事故を防止しましょう。



農作業事故の機械別発生割合 (令和4年度滋賀県)

～事故ゼロに向けて～

- ◆ 刈払機を使用する際には、石や空き缶などけがの原因になるものを事前に取り除きましょう。
- ◆ トラクターやコンバインでのほ場への進入・退出時に転落・転倒が起きやすいので、注意しましょう。

普及現地情報



発信年月日:令和6年(2024年) 5月 24日
所属名:湖東農産普及課
番号:F24003
部門分類:110 稲
発信者名:川村登、數野、栗山、(田振)丸山

濁水を出さない農業技術の実演会を開催しました！

5月19日、湖東地域農業センター主催で濁水を出さない農業技術として浅水代かき実演会が開催され、農業者と関係機関合わせて31名が参加しました。

浅水での代かき作業は、(農)豊栄ファーム四十九院にご協力いただき実演しました。同法人では、水深、トラクターの速度、ロータリの回転速度等の目安を設定した代かき作業マニュアルを作成しておられます。土質に合わせて土面が5割程度見える状態で行われていますが、実演会ではさらに浅い水深(土面が70%見える状態)で代かきをされ、参加者に水深の目安や代かき後の土面の様子を見ていただきました。また、同法人代表と理事から、作業のポイントや活用されている止水板について説明いただきました。実演会後半には、全農しがと各メーカー、販売代理店から自動給水栓2種の紹介がありました。当課からは農業濁水防止のための浅水代かきと田植え作業のポイント、田園振興課からは耕作条件改善事業について説明しました。

参加者は実演の様子に興味深く見られていたほか、自動給水栓の価格や設置条件などについて質問される等、関心の高さが伺えました。

当課では、今後も市町、JA等と情報や問題意識を共有しながら、濁水の軽減に向け農業者とともに取組を進めていきます。



浅水代かき実演とポイント説明

自動給水栓の紹介

令和6年度
農業排水対策実績書

令和7年3月発行

編集発行 滋賀県農政水産部みらいの農業振興課
TEL 077-528-3842
FAX 077-528-4882

環境こだわり農業 琵琶湖とともに

Environmentally Conscious Agriculture, Together with Lake Biwa

滋賀県では、平成15年3月に「環境こだわり農業推進条例」を制定し、消費者が求める安全で安心な農産物の供給と、琵琶湖等の環境保全を目指して取り組みを進めています。